慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	シンガポールの開発政治とNWC
Sub Title	Singapore's Employers' Trade Union and its Role in NWC
Author	板谷, 大世(Itaya, Taisei)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.11 (1995. 11) ,p.361- 383
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本三郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19951128-0361

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シンガポールの開発政治とNWC

板谷大世

一　はじめに
二　シンガポールの使用者団体
三　NWC
四　おわりに

一　はじめに

本稿は、これまで筆者が発表してきたシンガポールの開発政治体制[1]の構造的分析の続編となるものである。つまり、これまでは分析対象としてTrade Union[2]の中でも、労働組合(Employees' Trade Union)の分析に焦点を当ててきたが、今回は使用者団体(Employers' Trade Union)の役割について考察を行なうものである。本稿の目的を詳述する前に、これまで拙稿で明らかにしてきたことを簡単に整理する。先ず、「シンガポールの労働組合の政治的役割」において筆者は、シンガポールの開発政治体制の構造的分析を行なう際に、なぜ数ある社会集団の中でも特に労働組合に

注目する必要があるのかを明らかにした。その際に注目した点は、大戦後のシンガポールにおける政党と労働組合との関係を、労働組合が政治的に活動していた時期(一九四五年から一九六三年まで)を歴史的に概観することによって、現在のシンガポールの開発政治体制の確立は、政治的結社の一掃によって行なわれたことを労働組合政策の視点から明らかにした。(3) またその結論を踏まえて、「シンガポールの開発政治とNTUC」では、一九六三年以降の労働組合はそれまでの活動とは異なり、どのような役割を実際に果たしてきたのか。そして、政権党が開発政治体制を維持・活用するために、労働組合をどのように改編し利用してきたのかについて論じた。(4)

シンガポール政府は、労働組合が独立以前には労使関係よりも政治的な活動に従事していたことから、政治的安定を確保するために反政府系の労働組合を解散させ、政府と同調する労働組合を一つの労働組合連合の下に統合した。その一方で、使用者側も政治的活動にはそれ程従事していなかったが、シンガポールの工業化政策を推進するためには使用者側の協力も必要とされ、労働組合に対して行ったように使用者団体に対しても統廃合を行ない、開発政策を推進したものと思われる。そのためには、NTUCの下で一元化された労働組合と、一元化した使用者団体を更に一元化するための機関が必要とされた。また、シンガポールにおいては後述するように、その工業化政策または景気の動向によってフレキシブルな賃金政策が要求されたが、それを可能たらしめたのは全国賃金審議会(以下NWC)の存在が大きい。(5) 本稿ではそのNWCにおける使用者団体の構成員に注目することにより、政府と使用者団体との関係について考察を行なう。

本稿の構成は以下の通りである、第一に、シンガポールにおいて*Trade Union Act*において使用者団体と規定されている団体が戦後どのように変化してきたのかを考察すること、および*Trade Union Act*の下では登録されてはいないが、実質的に使用者団体の働きをしている団体の分析も併せて行なう。第二に、NTUCの下で一元化された労働組合と、SNEF(後述)の下で一元化された使用者団体を、NWCの下に更に一元化して、国内の使用者と労働

者を有効的に動員するが可能になったことを指摘する。このようにして、シンガポールの開発政治体制を維持するために、労働組合および使用者団体などが同国の支配体制に寄与していることを明らかにする。

二　シンガポールの使用者団体

(一)　シンガポールの工業化政策と使用者団体

シンガポールの工業化政策は三つの段階に分けることができる。[6] 第一期は一九六〇年―六五年の「輸入代替期」、第二期は一九六五年―七九年の「輸出指向期」、第三期は一九七九年以降現在に至る「産業構造高度化政策期」である。それぞれの工業化政策転換期にはそれなりの重要性があったが、最も重要な政策の転換は、第一期から第二期への転換点であろう。

シンガポールの前首相のリー・クアンユーは一九五九年の首相就任当時、シンガポールの工業化政策を輸入代替から輸出代替への漸近的な発展を目指していた。またその政策を推進する必要条件としてマラヤとの合併を最も大切な条件として挙げていた。そしてその理由として彼は以下の三つを挙げている。[7]

一、シンガポールは水、ガスなどの供給をマラヤに大きく頼っており、今後の近代化を推進する上で鉱業資源にも恵まれたマラヤとの合併が不可欠であるということ。

二、マラヤおよびインドネシア島嶼に挟まれたシンガポールは、いわばマレー人の大海に浮かぶ華人の島であり、経済的、軍事的、政治的見地からいって、単一独立国家シンガポールは現実のものとして考えられないということ。

三、当時のシンガポールの政治は、マラヤ共産党のフロント組織として活動していた労働組合と反共政策を掲げるPAPの穏健派とが衝突を繰り返しており、反共政策を掲げるマラヤ連邦政府と合併することにより、シンガポールの政治的安定が得られ

るということ。

リー前首相はこうした考え方を持ちながらも、当時一般大衆に圧倒的支持を得ていた左派の労働組合と手を組み、政権を獲得することが出来た。しかし、政権獲得後はマラヤとの合併に反対する左派の動きを封じ込め、一九六三年にマラヤ連邦の一員としてシンガポールの独立を獲得した。こうしてシンガポールとマラヤとの合併は六三年に成立し、リー前首相の開発政策は軌道に乗るかにみえたが、共同市場構想や連邦政府に対するシンガポール政府の税金負担率などで合意をすることができなかった。その上、マレー人に政治的優先権を与えようとするクアラ・ルンプール中央政府と、マレーシア人には人種に関らず平等の政治的自由を与えようとするシンガポール政府との間で最後まで折り合いがつかず、その点を巡って人種間の対立が厳しくなった後に人種暴動の発生まで招き、シンガポールは一九六五年にマレーシア連邦からの脱退を余儀なくされたのである。(8)

先に示した三つの理由により、シンガポールの将来は合併以外には考えられないとしていたが、単一国として独立した後は、PAP政府はその考えられない現実に対応しなければならなくなった。具体的には、マラヤという後背地を失ったために購買力も低く、人口も少ないシンガポールの国内市場をあてにする輸入代替工業化を諦め、独立当初より国際市場を対象にする、より高度の工業力が必要とされる輸入代替工業化を目指さねばならなかったということである。しかし、貿易の要所として発展してきたシンガポールでは、金融、保険業ではそれなりの実績があったが、現地産業や現地資本では、大規模投資を行なうことができず、同国の工業化を海外の資本に頼ることにした。(9) 海外の資本家にとって魅力的な投資先であるためには、第一に政情、第二に安価な労働力、第三に安定した労使関係が必要とされた。しかし、シンガポールでは歴史的に労働組合が政治の舞台で果たしてきた役割が大きかったために、政情が安定し、安価な労働力を提供できる、安定した労使関係を創出するために、政治的活動を事実上の活動の中心にし

ていた労働組合の統廃合を行なうことにより政治的安定を求めた。[10]

政府は開発政策を推進するために、労働組合を解散や統合によって脱政治化してゆく一方で、使用者団体に対してはどのような姿勢で臨んだのであろうか。また、使用者団体はこういったシンガポールの開発政策に対してどのような立場をとっていたであろうか。残念ながら使用者団体の政治的活動に対して記述を行っている資料を見つけだすことは非常に困難である。[11] しかし各時期の工業化政策における使用者団体の立場は次のようであったと推察される。つまり、第一期の輸入代替期の政策、つまり国内資本を保護しつつ国際競争力を養い、その後輸入代替を進めるという政策は、前述したようにその当時はまだ国際競争力に欠けていた国内の資本家にとって、国家が国内企業の育成に手助けをしてくれる政策であるために歓迎すべきものであったであろう。しかし、第二期の輸出指向期においては、国際競争力の無い国内資本家を切り捨てて、国際競争力を持った外国資本を優遇するという政策は、国内の資本家にとって企業が発展するチャンスを摘み取られてしまうことを意味し、政府に何らかの圧力をかけてくることが予想されたであろう。そのためにPAP政府は使用者団体の活動を制限する何らかの措置を講じてきたであろう、ということが予測される。

本章では先ず既存の使用者団体をどのように統合してきたのかを概観し、次章において新規の参入ではあるが、シンガポールの工業化政策にとっては最も重要である外国資本の使用者との話し合いの場をどのように提供したのかについて考察する。

(二) 使用者団体の改革

シンガポールにおいて使用者団体として登録されている団体は後述するように三つだけであるが、実際には使用者団体とは登録されていないが、実質的には使用者団体として活動している幾つかの重要な団体が存在する。本章では

先ず、使用者団体として登録されているＳＮＥＦを考察した後に、事実上使用者団体として活動している、他の団体の中でも最も歴史の古いシンガポール製造業者協会（以下、ＳＭＡ）について考察を行なう。

表－１は、戦後から一九九三年度末迄に登録、または解散した使用者団体の一覧である。[12] 本表から明らかになるシンガポールでの使用者団体の特徴は現存する団体の数の少なさである。これまで登録された使用者団体の総数は七八あるが、現存するものは、登録番号一九二番の The Master Printers' Association、同三一五番の Singapore Maritime Employers Federation、および同四九六番の Singapore National Employers Federation,（シンガポール国家使用者連盟、以下ＳＮＥＦと略）のみである。このうち前者の二団体は、ＳＮＥＦと比較すると現在実質的な活動を行っていないといっても良い。[13]

次に使用者団体の結成と解散の歴史について概観してみよう。**図**－１は**表**－１から作成した、年代別の使用者団体の結成数と解散数である。ここからは以下のことが読み取れる。第一に、登録数を年代別に考察すると、一九四〇年代に結成されたものが四十五と最も多く、次に五〇年代の二十九が続き、同じく六〇年代の三、九〇年代の一と続いている。七〇年代と八〇年代に登録されたものは皆無である。第二に、解散数に注目すれば、最も多くの団体が解散した年代は八〇年代であり、五〇年代の十、四〇年代の七、六〇年代の六、七〇年代の四、九〇年代の二と続いている。このことから、一九八〇年代には大幅な使用者団体にたいする政策の変更があったのではないかと思われる。

㈢　シンガポール国家使用者連盟（ＳＮＥＦ）

現存する三つの使用者団体の中で最も大きな組織はＳＮＥＦである。ＳＮＥＦは正式名称を Singapore National Employers Federation といい、一九八〇年に、会員の多くが外資系企業に属するシンガポール使用者連盟（Singapore Employers' Federation, SEF）[14] と、会員の多くが地場企業や合弁企業からなる国家使用者審議会（National Employers'

表－1　シンガポール使用者団体一覧

登録番号	団体名	登録された年	解散した年
3	Singapore Hire Car Association	1946	1965
4	The Singapore Chinese Electric Sawmillers' Association	1946	1984
7	The Indian Bakeries Employers' Association	1946	1949
12	Shipping Contractors' Union	1947	1947
16	Singapore Chinese Lady-Dress Makers Employers Association	1947	1984
17	Singapore Trishaw Owners Association	1947	1951
64	Chinese Shoe Merchants' Association	1947	1984
73	Chinese Loading and Unloading Contractors Union	1947	1992
74	Taxi Transport Association	1947	1984
80	Singapore Chinese Shipowners Association	1947	1949
96	Singapore Cycle and Motor Dealers' Union	1947	1953
97	Singapore Sauce Association	1947	1984
103	Singapore Chinese Gold and Silver Merchants Association	1947	1984
104	Singapore Chinese Druggists Association	1947	1984
116	Singapore Motor Vessel Traders' Union	1947	1947
117	Chinese Biscuit Factories Association	1947	1949
123	Singapore Federation of Trade Unions	1947	1948
130	Sim Lim Siong Giap Kong Huay	1947	1984
133	Singapore Firewood Merchants' Association	1947	1984
134	Kheng Keow Coffee Shop Association	1947	1984
137	Singapore Overseas Chinese Importers and Exporters Association	1947	1984
138	Singapore Bakery Trade Association	1947	1984
142	Singapore Chinese Dry-Cleaning Owners Association	1947	1984
144	Singapore Blacksmiths Owners' Union	1947	1949
147	Malay/China Passage Broker Association	1947	1951
148	Singapore Chinese Bus Owners Association	1947	1985
149	Firewood and Charcoal Dealers Association	1947	1984
150	Singapore Chinese Engineering Merchants Association	1947	1984
151	Singapore Chinese Photographic Studio Proprietors Association	1947	1954
152	Singapore Chinese Sundries and Textile Importers Union	1947	1981
155	Singapore Federation of Service Union	1947	1970
156	Foochow Coffee Merchants Association	1947	1984
157	Singapore Lighter Owners' Association	1947	1984

158	Singapore Cheohern Kimkuay Hiangswa Union	1947	1984
160	Singapore Chinese Laundry Owners' Association	1947	1984
163	Beach Road Market Vegetables and Fruit Dealers' Association	1947	1984
167	Singapore Building Materials and Timber Suppliers Association	1948	1984
168	Fruits and Vegetables Dealers' Association, Singapore	1948	1984
172	Singapore Wholesale Fish Merchants' Association	1948	1973
174	The Federation of Industrialists and Traders in Singapore	1948	1980
182	Singapore Cantonese Jewellers' Association	1949	1983
187	United Motorsampan Association	1949	1984
188	Singapore Chinese Barber Employers' Union	1949	1984
190	Trishaw Industry Proprietors and Manufacturers Association of Singapore	1949	1951
191	Singapore Siam Importers and Exporters Association	1949	1981
192	The Master Printers' Association	1950	
198	The Singapore Joinery Manufacturers' Association	1950	1956
206	The Singapore Chinese Contractors' Association	1951	1978
211	Singapore Rubber Millers Union	1951	1982
217	The Teochew Theatrical Association	1951	1953
221	Singapore Coffee Powder Manufacturers' Association	1951	1957
227	Singapore Motor Tyre Dealers Association	1952	1984
234	The Singapore Bicyle Dealers' Association	1952	1984
247	Singapore Public House Owners' Association	1953	1984
248	Cinematograph Exhibitors' Association of Malaya	1953	1963
258	The Singapore Chinese Shipping Association	1953	1985
277	The Singapore Lorry Transport Association	1954	1959
278	Teochew Theatrical Association	1954	1983
280	The Singapore Furniture Manufacturers Association	1954	1968
315	Singapore Maritime Employers Federation	1955	
334	Singapore Chinese Wooden Box and Case Manufacturers Association	1955	1969
336	The Singapore Restaurant Merchants' Association	1955	1984
339	Association of Chinese Wheat Flour Merchants of Singapore	1955	1965
353	Singapore Vehicle Operators' Union	1956	1959
356	Federation of Brick and Tile Manufacturers of Singapore	1956	1984
370	Standara-Vacuum Dealers' Association	1956	1984

373	The Singapore Rubber Goods Manufacturers and Traders Association	1956	1982
376	Motor Traders Association of Malaya	1956	1984
378	The Granite Quarry Owners and Employers Association of Singapore	1956	1991
380	Singapore Sanitary Contractors Association	1956	1984
395	Singapore Happy World General Merchants Association	1957	1963
402	Singapore Permanent Hair-Waving Employers' Association	1957	1984
418	The Singapore Electrical Contractors Association	1958	1984
428	Singapore Shipwright Contractors Association	1959	1971
457	The National Employers' Council	1965	1980
458	Federation of Singapore Paint Manufacturers	1966	1983
460	Singapore Booksellers' Association	1966	1984
496	Singapore National Employers Federation (SNEF)	1980	

[出所：*Government Gazette* より筆者作成]

図－1　使用者団体登録・解散数一覧

[出所：筆者作成]

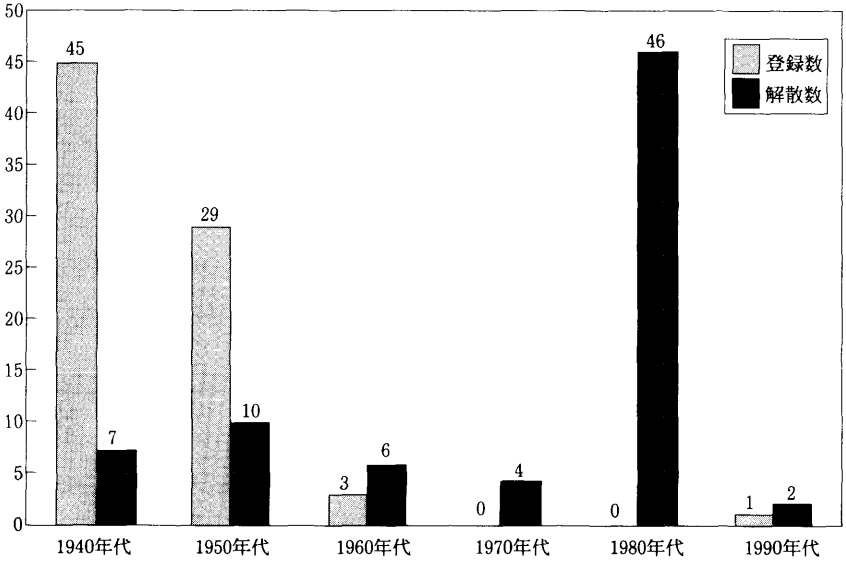

Council, NEC) とが合併して結成されたものである。SNEFの中心的な活動目的は、会員または非会員企業の経営者に、産業間の協調関係、労使関係の安定、産業競争力を付けることに協力することとしている。[15] 具体的には、一・人的資源の管理、会員企業の管理職にあるものを教育する、または新規に雇用する際の手助けをする。二・労使関係、会員企業にはSNEFからコンサルタントが一人ずつ派遣され、労使関係に関する法的アドバイスなどを行なう。三・安全・健康、工場の施設が、法に定められた基準を満たしているか、などについてコンサルタントが面倒を見る。四・情報提供・研究、雇用条件などについての情報収集・提供を行なう。五・教育、修士・学士号取得コースの提供や経営技術などについて教育を行なうとしている。[16]

SNEFを構成する企業の業種は多岐にわたる(**表**—2参照)が、製造業と非製造業の区別で見ると、製造業が約三割、非製造業が約七割を占めている。このことからSNEFは非製造業の組合であることがわかる。また、資本の国別に見ると、シンガポールが四十二%と最も多く、米国十二%、日本九%と続いている(**図**—2参照)。また、従業員の規模は、二百人未満の企業が全体の七十四%を占めている(**図**—3参照)。以上のことから、SNEFに加盟している企業の特徴は、第一に、非製造業が最も多く、第二に、資本の出資国は地元資本が最も多い、第三に、従業員の規模は中小企業が最も多いことが判明する。

次にSNEFの組織とその構成員について考察する。**図**—4はSNEFの組織図である。SNEFの政策決定機関は Council であり、二年毎に全会員企業の代表の中から選出され、Industrial Relations Panel は政策決定の際に Council を補佐するとしている。[17] **表**—3は一九九四年度の Council メンバーの中の会長・副会長の氏名である。太字で記されている氏名については後述する。

先に考察したように、現在のシンガポールで Trade Union Act の下で、使用者団体として登録されているのは現在三つであり、その内二つは活動範囲が非常に限られているということ、また八〇年代に最も多くの労働組合が解散

表－2　ＳＮＥＦ業種別会員企業数

	企業数	百分率
Electrical & Electronics	99	8%
Transport Equipment	12	1%
Paper, Printing & Publishing	38	3%
Chamicals & Chemical Products	58	5%
Petroleum	14	1%
Textile, Leather & Wearing Apparel	14	1%
Food, Beverages & Tobacco	33	3%
Wood & Wood Products	6	0%
Fabricated Metal, Machinery & Equipment	67	6%
Building Materials, Glass & Ceramics	9	1%
Other Manufacturing Industries	47	4%
製造業（小計）	397	33%
Ari Transport	47	4%
Land Transport	22	2%
Sea Transport	32	3%
Freight Forwarding & Warehousing	22	2%
Banking & Finance	88	7%
Insurance	40	3%
Technical Specialist & Professional Services	175	14%
Amusemaent & Recreation	31	3%
Hotels & Restaurants	61	5%
Retail Trade	76	6%
Wholesale Trade／Import-Export	102	8%
Construction	19	2%
Other Services	95	8%
非製造業（小計）	810	67%
合計	1207	100%

［出所　SENF, *Annual Report 94／95*］

図－2　出資国別のＳＮＥＦ会員企業一覧

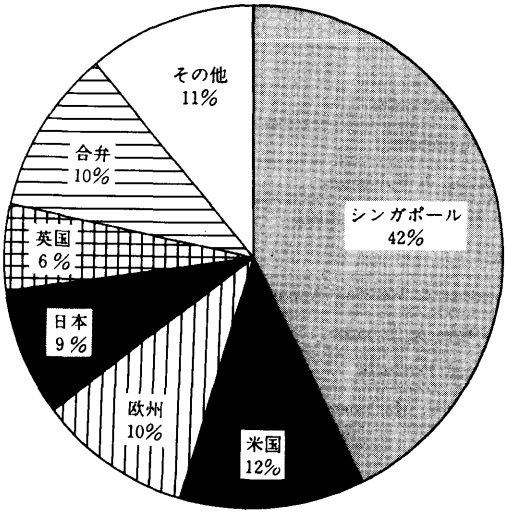

［出所：SNEF, *Annual Report 1994/95* より筆者作成］

図－3　従業員規模別のSNEF会員企業一覧

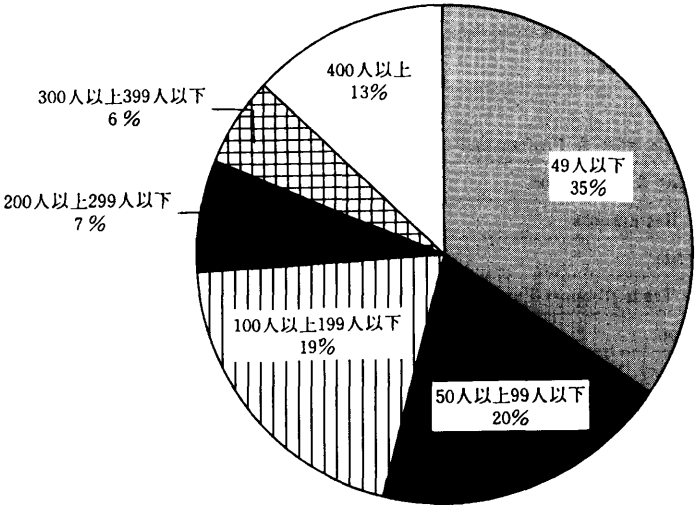

［出所：SNEF, *Annual Report 1994/95* より筆者作成］

図－4　SNEF 機構図

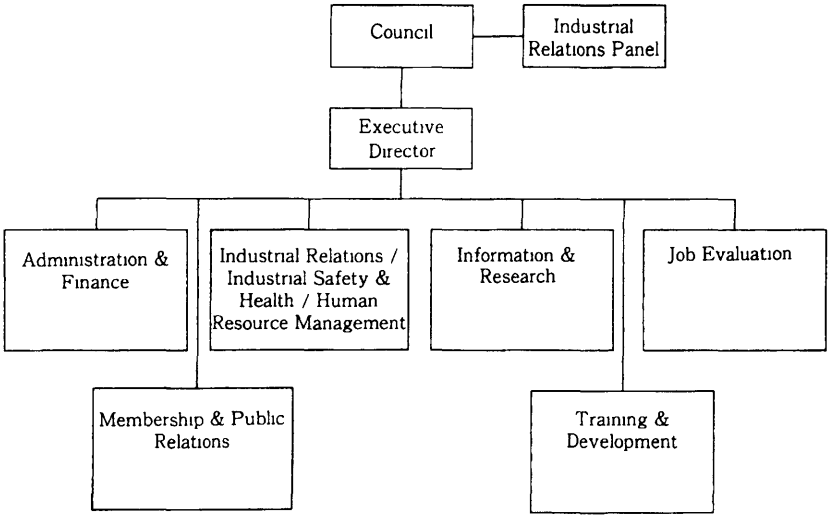

［出所　SNEF, *Annual Report 1994/95* p. 12］

表－3　SNEF Council 要人一覧

SNEF Council
President
Stephen Lee Ching Yen
Vice-Presidents
Lim Hong Keat
Bob Tan Beng Hai
Philip I Overmyer

［出所　SNEF, *Annual Report 1994/95*］

していることと併せて考えれば、SNEFがシンガポールにおいて最も重要な役割を期待されているといえよう。

㈣ シンガポール製造業者協会(SMA)

シンガポール製造業者協会は使用者団体として登録されてはいないが、実質的には使用者団体と同様の活動をしているためにここで取り上げる。

シンガポール製造業者協会は正式名称を、Singapore Manufacturing Association といい、一九三二年にシンガポールの製造業者の利益を代表する必要があることを認識した一七の創始製造業者によって形成された私的な機関である。現在のその役割はシンガポールの製造業とサービス業の発展を次の五つの活動によって推進するとしている。第一に、関係する政府または政府系の機関と製造業者の視点からの定期的な対話と代表をおこなうこと。第二に、製造業者とその他の業者および政府との話し合いと協力を進めること。第三に、製造業者とサービス業者の生産性・オートメーション化・技術向上を推進すること。第四に、通商・貿易上または技術的発展について会員企業に知らせること。第五に、国内または海外へ、シンガポール製品のプロモーションを行なうことである。

SMAの現在の会員の特徴は、中規模または小規模の企業が多い(**図—5**参照)。会員の企業は、第一次産品の加工業から、最新の技術が求められるハードディスクの作成する企業までが含まれている(**表—4**参照)。

SMAの組織は**図—6**のようになっており、最高政策決定機関は Executive Committee である。[18] また、Management Committee は事務局と下位組織の各種委員会を監督する。[19] **表—5** は Executive Committee の中の会長と副会長の一覧である(太字については後述する)。またここではSMAの Executive Committee のメンバーの全氏名を列挙しなかったが、Executive Committee のメンバーは三十四人いるが、その内二十五人にあたる七割強の人物が Statutory Board[20] などの政府機関へ協力しており、政府への協力する姿勢が鮮明に現われていることがわかる。

このように、製造業中心の中小企業を会員としているSMAと、非製造業が多数であるSNEFの両方をあわせれば、シンガポールの有力中小企業の多くが包括されていることが明らかであろう。また、ここまでSMAとSNEFの役割・組織・役員について考察してきたが、ここで特筆しなければならないことは、それぞれの機関の政策決定機関で最高責任者であるCouncilまたはExecutive Committeeの役員の多くが重複していることである。Lim Hong KeatとBob Tanはそれぞれの会長または副会長を同時に務めている。また、Stephen LeeはSMAのExecutive Committeeのメンバーであり、同じくTan Wah ThongもSNEFのCouncilメンバーである。このようにSNEFとSMAはまったくの別組織でありながら、その人的交流から判断する限りにおいては、非常に緊密な連絡を取り合っていることが明らかになろう。また前述したようにSMAの政策決定機関の多くのメンバーが政府機関と協力している。このことは次に考察するNWCにおけるSNEFとSMAの役割と併せて考察すると大きな意味をもつのである。

図－5　従業員規模別のSMA会員企業一覧

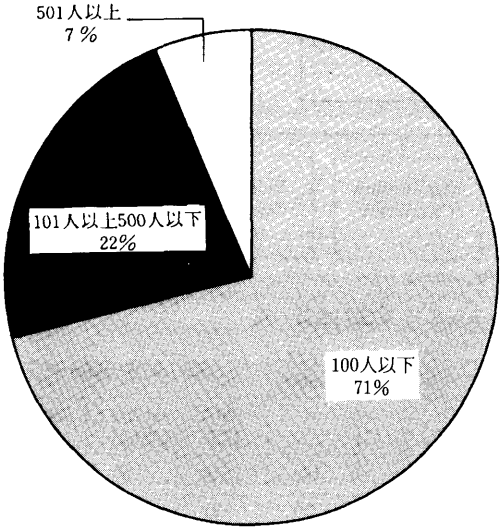

［出所：SNEF, *Annual Report 1994/95* p. 11より筆者作成］

図－6　SMA 機構図

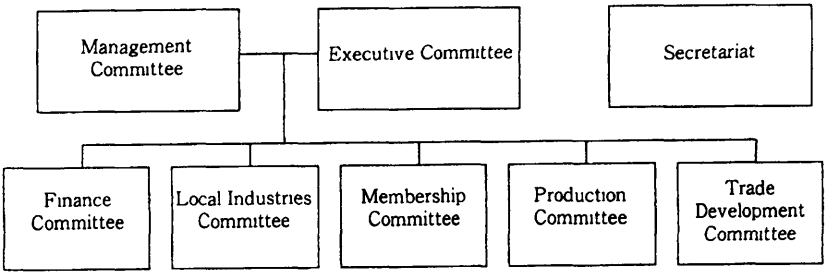

[出所：SNEF, *Annual Report 1994/95* p 8]

表－4　SNEF 業種別会員一覧

Product Groups	No of Members	Size of Workforce		
		100人以下	101人以上500人以下	501人以上
A. Food, Beverages, Pharmaceuticals, Tobacco	160	116	37	7
B. Garment, Textiles, Feathers, Hair	70	47	18	5
C. Wood, Paper, Printing	130	96	28	6
D. Oil, Chemicals, Petroleum	132	105	21	6
E. Glass, Ceramics, Building Materials	100	78	21	1
F. Metal, Mechanical, Engineering	278	201	66	11
G. Rubber, Plastics, Leather, Packaging	120	98	22	0
H. Electrical, Electronics, Services	409	258	94	57
Total	1399	999	307	93

[出所・SMA, *Annual Report 1994*, p. 11]

表－5　SMA Executive Committee 要人一覧

SMA Executive Committee	政府機関への協力
Robert Chua (President)	○
Tan Wah Thong (Honorary President)	○
Bob Tan (Deputy President)	○
Lim Hong Keat (Honorary President)	○
Seck Hong Chee (Vice President)	○
Michael Yeo (Vice President)	○
William Goh (Honorary President)	○

[出所：SMA, *Annual Report 1994*, p. 6]

三　NWC

(一)　NWCの構成

全国賃金審議会(National Wages Council, NWC)は一九七二年二月に設立された。その目的は、賃金の相場およびその傾向をシンガポールの経済実績・展望に関連して調査し、政府に賃金またはそれに関する勧告を行なうことである。具体的には、一・賃金政策に関して一般的なガイドラインを設定すること。二・長期的な経済成長に調和する一貫した賃金体系に必要な調整を勧告すること。三・効率性と生産性を推進するために望ましいシステムについて助言することである。また、NWCはいわゆるStatutory Boardではないとしている。また、政府はNWC勧告を受け入れることも、拒否することも、修正することも出来るとしている。しかしこれまでNWCの勧告はそのままの形で受け入れられてきた。また、NWCには従うべき法的規制・制約などはない。審議会の原則は、勧告内容は全会一致で決定するということと、審議会の結論にいたる討議はすべて秘密にすることである。[21]

NWCは以下の十四人のメンバーにより構成されている、一・議長(一人)、二・政府代表(四人)、三・使用者代表(五人)、四・労働組合代表(五人)から構成されるとしている。このように、政府、使用者、労働組合が話し合いの場に就いていることから、NWCは「三者機関(Tripartite Body)」と呼ばれている。なお、NWCのこれまでの賃金勧告は四つの段階に分けられる。第一は、一九七二年から七八年の低賃金期、第二に、七九年から八四年の高賃金期、第三に、八五年から八七年の賃金凍結期、第四に、八八年以降の、経済成長および生産性に見合った賃金期である。

(二)　NWCの三者主義

NWCは前述したように、労使および政府がそれぞれの独自の立場から自由に討議し、シンガポールの賃金体系な

どについて話し合うという三者主義を標榜しているが、実際にはどうであろうか。NWCの結成時から一九九二年までのNWCへの代表の送り出し機関からこの点に関して考察してみたい。

表－6はNWCへの代表者を送り込んでいる母体を示している。この表から次のことが読み取れる。一・労働組合の代表は一貫してNTUCである。二・使用者団体の代表は一九七九年まではSEF、NEC、SMAであったが、SNEFが結成された後はシンガポールの使用者団体(SNEF)と日本、米国、独国、およびシンガポールの商工会議所が代表として参加している。三・政府の代表については若干の変化はあるものの、一九七八年までは財務省、労働省、経済発展局、それ以降は以上の省庁に加えて、貿易・産業省が参加している。

ここで労働組合代表および使用者代表に注目してみる。先ず労働組合の代表のNTUCについてであるが、これは拙稿(一九九四年)で明らかにしたように、NTUCの政策決定機関は事実上同国与党の人民行動党の国会議員または、その内閣の大臣により重要なポストは掌握されており、ほとんど政府と一体化している。(22)

使用者団体についてはどうであろうか。一九七九年まで使用者団体の代表として参加していたSMAは先に考察したように、その政策決定担当者の多くは、経済発展局、貿易発展局、公共施設局などの政府機関へ協力を行っている。(23) SEFとNECについては資料不足のためにはっきりしたことはここでは述べられないが、SNEFの事務局はSEFを引き継いでいるということや、SNEFの結成の経緯から推察して政府に近い立場をとっていたであろうと思われる。

SNEFが結成されNWCへの代表となった一九八一年以降についてはどうであろうか。先に考察したように、SNEFとSMAの政策決定機関のトップ間には多くの重複した氏名がみられる。このことからSNEFとSMAは、その組織・目的・会員などに若干の違いがあったとしても、その基本的な性格に多くの違いを求めることは難しいであろう。次に各国の商工会議所については、これもまた今後の調査を待たねばならないが、少なくともシンガポール

表－6　NWCへの代表一覧

年度	労働組合代表	使用者団体代表	政府代表
1972	NTUC	SEF, NEC, SMA	MOF, MOL, EDB
1973	NTUC	SEF, NEC, SMA	MOF, MOL, EDB
1974	NTUC	SEF, NEC, SMA	MOF, MOL, EDB
1975	NTUC	SEF, NEC, SMA	MOF, MOL, EDB
1976	NTUC	SEF, NEC, SMA	MOF, MOL, EDB
1977	NTUC	SEF, NEC, SMA	MOF, MOL, EDB
1978	NTUC	SEF, NEC, SMA	MOF, MOL, EDB
1979	NTUC	SEF, NEC, SMA	MTI, MOL, EDB
1980	NTUC	SEF, NEC, SFCCI	MTI, MOL, EDB
1981	NTUC	SNEF, JCCIS, ABC, GBG, SFCCI	MTI, MOF, MOL, EDB
1982	NTUC	SNEF, JCCIS, ABC, GBG, SFCCI	MTI, MOF, MOL, EDB, HDB
1983	NTUC	SNEF, JCCIS, ABC, GBG, SFCCI	MTI, MOF, MOL, EDB
1984	NTUC	SNEF, JCCIS, ABC, GBG, SFCCI	MTI, MOF, MOL, EDB
1985	NTUC	SNEF, JCCIS, ABC, GBG, SFCCI	MTI, MOF, MOL, EDB
1986	NTUC	SNEF, JCCIS, ABC, GBG, SFCCI	MTI, MOF, MOL, EDB
1987	NTUC他	SNEF, JCCIS, ABC, GBG, SFCCI	MTI, MOF, MOL, EDB
1988	NTUC他	SNEF, JCCIS, ABC, GBG, SFCCI	MTI, MOF, MOL, EDB
1989	NTUC他	SNEF, JCCIS, ABC, GBG, SFCCI	MTI, MOF, MOL, EDB
1990	NTUC他	SNEF, JCCIS, ABC, GBA, SFCCI	MTI, MOF, MOL, EDB
1992	NTUC他	SNEF, JCCIS, ABC, GBA, SFCCI	MTI, MOF, MOL, EDB

注　SFCCI　Singapore Federation of Chamber of Commerce and Industry
　　JCCIS・Japanese Chamber of Commerce and Industry Singapore
　　ABC　American Business Council
　　GBG　German Business Group
　　GBA　German Business Association
　　MOF　Ministry of Finance
　　MOL　Ministry of Labour
　　EDB　Economic Development Board
　　MTI　Ministry of Trade and Industry
　　HDB　Housing Development Board
［出所　Ministry of Labour, *21 Years of the National Wages Council* より筆者作成］

の商工会議所については、その会頭をSMAの会長が務めていることから、ここにもSNEF、SMA、SFCCIの間には大きな性格の違いを求めることは難しい。[24]

このようにシンガポール政府は、労働組合に対して行ったのと同様に使用者団体を一元化し、開発政治を推進する際に有効に、国内の使用者団体を管理・動員することが可能となったといえよう。

四　おわりに

最後に本稿で明らかになった点を確認した上で、今後の課題について触れておきたい。

これまでの分析から明らかになったことは、第一に、シンガポールで使用者団体として法的に認知されている最大の組織であるのはSNEFであり、SMAやSFCCIなど使用者団体と同様な活動を行っている組織はあるが、その人的つながりから判断する限りにおいては、それぞれの組織の基本的性格に大きな違いを見出すことは難しい。第二に、NWCは三者主義という立場をとり、労使および政府間で話し合いをした上で適正な賃金勧告が可能であるとしているが、一九八〇年以前は「政府」のみの一者主義、それ以降は、「政府」対「外資企業」という二者主義でしかないということである。

これまで発表してきた拙稿と、本稿から得られた結論を総括すると、シンガポール政府が労働関係団体に行ってきた政策のキーワードは「統合」と「管理」であるといえよう。[25] 労働組合に関していえば、独立当初左派系と政府系の二つの大きな勢力があったが、現在では政府系の組合連合に九九・六%が統合されているし、[26] 使用者団体に関しても本稿で考察した通りである。こうした統合の結果、シンガポールの開発政治体制は強固に、また有効に国民を動員するメカニズムとして働いている。

最後に、本稿では詳しく言及できなかった問題について記述し、今後の課題としたい。NTUCの場合とは違って、SNEFの政策決定機関には国会議員または国務大臣がその政策決定機関に参加していない。それにも関らず、政府と大きな対立を起こすこと無くシンガポールの開発政策に従うことができたのはなぜであろうか。また事実上は使用者団体として戦前より活動していたSMAが、解散または統合という形でSNEFに取り込まれることがなかったのはなぜであろうか。それらの分析は今後の課題としたい。

(1) リンツの定義によれば、「権威主義体制」とは、「民主主義体制」と「全体主義体制」間のグレーゾーンを指し示す用語である。Juan J. Linz, "Totalitarian and Authoritarian Regimes", in Fred I. Greenstein and Nelson W. Polsby (eds.), *Handbook of Political Science Vol. 3: Macropolitical Theory*, Massachusetts: Addison-Wesley Publishing Company, 1975, pp. 175-411. しかし、本来の定義の通り、権威主義体制は非常に幅の広い意味を持つ用語であるために、その用語の使用方法の再検討の必要性も求められている。例えば、藤原帰一、一九九四年、「工業化と政治変動——国家・資本・社会——」、坂本義和(編)、『世界政治の構造変動3——発展——』、岩波書店、一—三三頁。藤原帰一、一九九二年、「民主化の政治経済学——東アジアにおける体制変動——」、東京大学社会科学研究所(編)、『現代日本社会三、国際比較二』、東京大学出版会、三二五—三五六頁を参照。また本稿では権威主義体制の下位概念として開発政治体制を捉えている。

(2) シンガポールでは「労働組合法」によって、使用者団体(Employers' Trade Union)と労働組合(Employees' Trade Union)のどちらも、労働組合法(Trade Unions Act)によって規定されている。*Trade Unions Act: The Statutes of the Republic of Singapore*, (*Chapter 333*), 1985, p. 4.

(3) 板谷大世、一九九三年、「シンガポールにおける労働組合の政治的役割——独立以前の活動を中心にして——」、『法学政治学論究』、第十七号、一四三—一六七頁。

(4) 板谷大世、一九九四年、「シンガポールの開発政治とNTUC」、『法学政治学論究』第二十号、一六一—一八三頁。

(5) Ministry of Labour, 1992, *21 Years of the National Wages Council (1972-1992)*, Singapore: SNP Publishers 参照。

(6) 岩崎育夫、一九九〇年、『シンガポールの華人系企業集団』、アジア経済研究所、三—六頁。

(7) Chan Heng Chee, 1971, *Singapore: The Politics of Survival, 1965-1967*, Singapore: Oxford University Press, pp. 4-5 参照。

(8) マレーシア連邦からのシンガポールの脱退に関しては、Nancy M. Fletcher, *The Separation of Singapore from Malaysia, Data Paper No. 73*, Southeast Asian Program, Ithaca: Cornell University Press, 1969. 参照

(9) シンガポールの現地資本家、外国資本企業、および政府系企業の特徴とその活動に関しては、岩崎、一九九〇年、を参照。

(10) 板谷、一九九四年、参照。

(11) 例えば労働組合運動に関する古典的な研究である、Charles Gamba, 1962, *The Origins of Trade Unionism in Malaya*, Singapore: Eastern Universities Press. においても使用者団体に関する記述は少ない。

(12) 登録番号に欠番があるのは、注(2)で指摘したようにシンガポールでは労働組合も使用者団体も同じ法律(*Trade Union Act*)の下で活動しているためである。つまり、欠番のところには労働組合が登録されている。

(13) 例えばSingapore Maritime Employers Federationの電話番号は電話帳に記載されていない。また、両団体とも現在は使用者団体として労働組合との交渉といった労使関係における活動は行っていないとのことである。ＳＮＥＦ所属企業担当者(Membership Executive)に対する筆者インタヴュー、一九九五年八月三日、午後二時―三時、タングリン路のＳＮＥＦ本部にて。

(14) 一九四八年に、The Federation of Industrialists and Traders in Singaporeとして登録。その後改称してシンガポール使用者連盟となる。

(15) SNEF, *Annual Report* 1994/95.

(16) SNEF, *Annual Report* 1994/95.

(17) SNEF, Annual Report 1994/95.

(18) SMA, *Annual Report* 1994, p. 8.

(19) SMA, *Annual Report* 1994, p. 8.

(20) Statutory BoardについてはJon S T Quah, 1987, "Statutory Boards", Quah, Chan, and Seah(eds.), *Government and Politics of Singapore*, Singapore: Oxford University Press, pp. 120-145. を参照。

(21) 議長はＮＷＣの結成当時から現在まで一貫して、前シンガポール大学教授、Lim Chong Yah 教授である。なお、彼はリ

ー前首相の次男であるシェンヤンの義父にあたる。

(22) 例えばNTUCの書記長は、結成時から今日まで一貫してPAPの大臣クラスの人物が担当している。板谷、一九九四、一七七頁。

(23) SMA, *Annual Report 1994*, pp. 55-57.

(24) 本文でも述べたように、シンガポールの商工会議所および各国の商工会議所については更に調査を行わねばならないが、現在の時点で次のことは指摘できる。つまり、一九八五年以降、SFCCIの代表は、現在のSNEFおよび（または）SMAの最高決定機関のメンバーである、ということである。Ministry of Labour, *21 Years of the NWC*, 参照。

(25) 「統合」して「管理」するという手法は労使関係団体のみではなく、例えば新聞社（現在はSingapore Press Holdings一社のみ）、大学（南洋大学とシンガポール大学を合併しシンガポール国立大学へと統合）などにも見られる現象である。

(26) 板谷、一九九四年、一六七頁。